



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課（室）名
・長崎県准看護師試験の実施	医療人材対策室
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	〃
・換地処分	農 村 整 備 課
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課
◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業の制限	長崎県北部海区漁業調整委員会

公 告

長崎県准看護師試験の実施（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により令和6年度長崎県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和6年9月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 試験日時
令和7年2月13日（木）午後1時30分から午後4時まで
- 試験場所
(1) ながさき看護センター（諫早市永昌町23番6号）
(2) 長崎県立五島高等学校（五島市池田町1番1号）
- 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護
- 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）

- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、長崎県知事が適当と認めたもの

5 試験方法

四肢択一式による筆記試験

6 受験手続

(1) 受験願書の請求

ア 請求先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

イ 請求方法

直接来庁し請求する場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで。

郵送で請求の場合は、封書の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、180円切手を貼付すること。

(2) 受験願書の提出

ア 提出先

受験願書の請求先と同一

イ 郵送の場合は「准看護師試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便で送ること。

なお、郵送、持参に関わらず「簡易書留」と記載した返信用封筒を提出すること。返信用封筒は長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、460円切手を貼付すること。

(3) 願書受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月10日（金）までとする。

郵送の場合は令和7年1月10日（金）の消印まで有効とする。

(4) 提出書類

ア 受験願書（「受験資格証明書」欄に、学校養成所長の証明を受けること。）

イ 写真（出願前6か月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6cm×横4cmのものを受験願書に貼付すること。）

ウ 受験願書入力用紙

エ 返信用封筒

(5) 受験手数料

6,900円

次のいずれかにより納付すること。

ア 長崎県収入証紙（受験願書に貼付し、消印しないこと。ただし、証紙は令和6年12月末で販売終了となるため、利用する場合は販売終了前に購入が必要。）

イ 長崎県電子申請システムに設ける納付手続き（納付後に当該納付手続きの整理番号を受験願書に記入すること。利用可能な決済手段（クレジットカード等）は手続き画面で確認可能。）

ウ 振興局等の納付窓口（納付後に交付される利用明細書を受験願書に貼付し、消印しないこと。納付窓口の場所や利用可能な決済手段は長崎県公式ウェブサイト等で確認可能。）

エ 手数料納付書（金融機関の窓口で現金により納付。納付済証（納付後に窓口で受領）及び納付済証照合票（手数料納付書の控え部分から切り離し）を受験願書に貼付し、消印しないこと。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

(6) 受験票の交付

受験票は令和7年2月3日（月）までに郵送により交付する。

なお、同日までに届かないときは、下記の「10 問い合わせ先」へ問い合わせること。

7 合格発表

令和 7 年 3 月 13 日（木）午前 10 時 長崎県庁行政棟 1 階エントランスホールに掲示し、長崎県公式ウェブサイトにも掲載する。合格者には、合格証書を交付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

8 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 1 項の規定に基づき、以下の要領で、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示の対象とする内容

総得点及び科目別得点

(2) 開示できる者

受験生本人に限る。

(3) 開示期間

合格発表の日から 1 か月間の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(4) 開示請求方法

開示希望者は、下記のいずれかの書類を長崎県福祉保健部医療人材対策室へ持参すること。

なお、クによる場合は、事前に長崎県福祉保健部医療人材対策室あて問い合わせること。

ア 運転免許証

イ 日本国旅券

ウ 学生証又は社員証

エ 各種健康保険の被保険者証

オ 各種年金手帳

カ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

キ 個人番号カード

ク アからキまでに掲げる書類を所有しない場合に、本人であることを証明するに足ると長崎県福祉保健部医療人材対策室長が認める書類

9 その他

(1) 受験願書の提出の際、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者については、令和 7 年 3 月 6 日（木）午後 5 時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること（必着）。

(2) 上記(1)の提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者は、学校養成所長による卒業予定日を明示した遅延を証する書類を令和 7 年 3 月 6 日（木）午後 5 時までに提出すること（必着）。

その者における修業証明書又は卒業証明書の提出期限は、令和 7 年 3 月 12 日（水）正午までとする（必着）。

(3) 上記(1)及び(2)の書類提出先は、受験願書の提出先と同一とする。また、上記(1)及び(2)に該当する者については、それぞれの提出期限までに修業証明書又は卒業証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。

(4) 災害の発生等によって試験の時間等に変更が生じた場合は、長崎県公報及び長崎県公式ウェブサイトに掲載する。

10 問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

電話：095-895-2423

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

H I U P L A C E

長崎県佐世保市日宇町 2743-1 ほか

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社インポートインターナショナル 代表取締役 松尾秀治
長崎県長崎市大橋町18番6号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出年月日
令和6年9月5日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ大村駅前店
長崎県大村市東三城町86番地10ほか
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,475平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49 ほか
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）白崎地区に係る換地処分をした。

令和6年9月24日

長崎県知事 大石 賢吾

交 通 局 公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年9月24日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 834キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
（氏名）株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行
（住所）長崎県長崎市江戸町2番34号
- 5 随意契約に係る購入単価
125,050円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

長崎県北部海区漁業調整委員会指示

長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区におけるイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和6年9月24日

長崎県北部海区漁業調整委員会
会長 山中 兵恵

1 制限区域

(1) 次の区域においてはイカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業を行ってはならない。

ただし、共同漁業権北共第53号、同第54号、同第55号及び同第56号の区域（壱岐市名島地先、上イヅミ、下イヅミ地先及び七里ヶ曾根下の瀬地先）を除く。

ア 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、平戸市、松浦市、長崎県北松浦郡及び壱岐市における共同漁業権の区域並びに各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線により囲まれた区域。

イ 共同漁業権北共第35号（佐世保市宇久町地先）、同第37号、同第41号及び同第42号（小値賀町地先）の外郭から2,000メートルの線と、佐世保市宇久町火焚崎西端から270度の線とによって囲まれた区域。

ウ 共同漁業権北共第34号（平戸市生月町地先）、同第30号（平戸市獅子町別当曾根地先）、同第28号（平戸市堤町地先）、同第27号（平戸市津吉町地先）及び同第26号（平戸市早福町上阿値賀島地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、平戸市生月町壱部テイ崎西端と、平戸市早福町上阿値賀島西端とを結ぶ線とによって囲まれた区域。

(2) 次の区域においては、イカナゴ（カナギ）まき餌釣漁業のうちカカリ釣り（碇止め漁法）を行ってはならない。

ア 共同漁業権北共第43号（壱岐市勝本町地先）、同第50号（壱岐市郷ノ浦町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、並びに壱岐市郷ノ浦町萩崎西端から270度の線及び壱岐市勝本町、芦辺町の境界点（和合の浜）から0度の線によって囲まれた区域。

イ 共同漁業権北共第36号（佐世保市宇久町黒母瀬）、同第35号（佐世保市宇久町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、及び佐世保市宇久町五島崎西端から272度の線と同市同町火焚崎西端から270度の線並びに共同漁業権北共第42号（小値賀町地先）の外郭から沖出し2,000メートルの線と佐世保市宇久町黒母瀬の中心点と平戸市早福町上阿値賀島南端を結んだ線によって囲まれた区域。

2 制限期間 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

印刷所

長崎県
壱岐市
壱岐町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト